

# 白砂寮における学生指導事例の検証

南郷 毅\*

## A Case Study on Student Guidance at Shirasuna Dormitory

Tsuyoshi Nango\*

### Abstract

This paper discusses the student guidance at Shirasuna Dormitory. Several years ago, the student became missing from Shirasuna dormitory. Teachers looked for him. As a result, he was found safely the next day. The purpose of this study is to consider how to deal with student disappearance. The author analyzes teachers' behavior on this case and clarifies the improvement points.

### 1. はじめに

筆者は、本稿執筆の現在も含め、直近5年間、継続して寮務主事補に任命され、学生を指導している。寮内では、日々、学生指導上の様々な問題が発生する。寮内で問題が発生すれば、寮務主事が指揮をとり、寮務主事、寮務主事補、寮務係が中心になり対応する。夜間の急病人への対応など、寮務主事、寮務主事補ではなく、宿直教員が対応する案件もある。夜間の急病人への対応は、一定の頻度で発生する。そのため、学生の救急車で搬送経験、学生を夜間外来に連れていった経験、学生を静養室に隔離した経験を有する教員も増え、対応のノウハウが蓄積している。このように、特別な事案ではなく、日常的に寮で発生する事案については、寮務主事、寮務主事補、宿直教員、寮務係がそれぞれの状況で対応し、どのように対応するかは、ある程度の方向性が見えている。

一方で、数年に一度程度であるが、外泊許可願の申請漏れ以外で、しかもなんらかの意図を持って、学生が所在不明となることがある。筆者は、宿直教員として、このような事案に複数回対応した経験がある。このような事案の対応は、宿直教員と弓削島内に居住する寮務主事、寮務主事補に依存しており、どのように対応すべきかについて、明確な指針はない。また、結果的には学生の所在が把握され、それぞれ無事に解決しているが、その時の対応がどのようなものであったかは記録されておらず、また、対応の検証も行われていない。

学生の寮からの意図を持った所在不明は、本来、

学生の自殺や重大な非行の可能性のある極めて重大な危機である。昨今の高専を取り巻く環境の変化からも、実際に発生した危機への対応を分析し、どの対応が適切であり、どの対応に改善の必要があるかを明らかにすることは、今後の高専の寮における危機管理に重要と筆者は考える。

本研究の目的は、実際の学生所在不明事案の対応を危機管理の観点から分析し、所在不明事案への対応についての知見を導出することである。

本稿では、寮で発生した所在不明事案（翌日、無事に見つかった）を取り上げ、検証した。その結果、4つの改善点を導出し、5つの教訓を得た。

なお、筆者は、この事案が発生した当日の宿直教員であり、寮務主事補であり、現場において保護者対応等で中心となった教員である。

### 2. 本校の地理的特性と宿直業務の概要

#### 2.1 本校の地理的特性

事案を分析するにあたり、事案発生当時の本校の地理的特性を述べる。なお、公共交通機関の時間は、廃止となった航路などがあり、現在とは異なっている。

本校は、愛媛県と広島県の県境の弓削島にある。橋によって佐島、生名島へ行くことはできるが、四国、本州へ行くには、フェリー又は高速船に乗る必要がある。

学生が普段利用する港は、下弓削港（白砂寮から1.6キロ）、生名島の立石港（白砂寮から5.7キロ）である。学生は、船の時間が終了すると四国方面（愛

媛県), 本州方面(広島県)に出ることはできない。各港の最終便を表1にまとめる。

表1 各港の最終便(事案発生当時)

行先 港	広島県側		
	愛媛県側 今治	土生	三原
下弓削	18:45	19:45	-
立石	-	23:00	20:29

立石港の最終便が23:00であることから、一見すると深夜まで広島県側に出られるように見える。しかし、広島県のJR尾道駅行きのバスの最終出発時刻は、因島の土生港20:35発であり、学生が公共交通機関を利用して広島県側に行くには、事実上、立石港20:29発の三原行が最終便となる。図1に本校、寮、港の位置関係を示す。

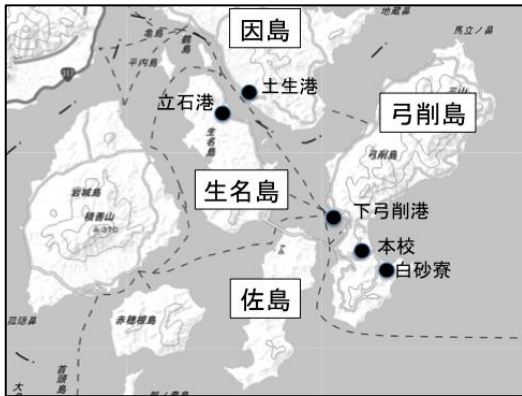


図1 本校・寮・港の位置関係  
(国土地理院の電子地形図[1]に地名を追加し作成)

図2に弓削島と近隣の都市の位置関係を示す。

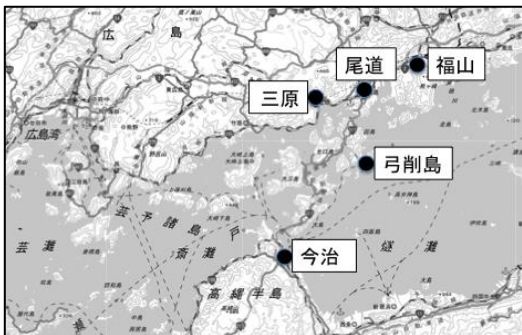


図2 本校・寮・港の位置関係  
(国土地理院の電子地形図[2]に地名を追加し作成)

三原, 尾道, 福山には山陽新幹線の駅, 高速バスの夜行便の乗り場がある。また, 今治には高速バスの夜行便の乗り場がある。弓削島から公共交通機関

を用いてこれらの駅や乗り場へ行くには, 1時間から1時間30分程度の時間がかかる。本校の地理的特性は, 次のとおりである。

- ・本校及び本校の寮は離島に存在し, 島から出るにはフェリーまたは高速船に乗る必要がある。
- ・公共交通機関により近隣の近幹線, 高速バス乗り場へ行くには, 20:29 立石港発の船が最終便である。

従って, 学生が所在不明となった場合も, 時間により移動できる範囲に大きな制約がある。

2.2 本校の宿直業務

事案を分析するにあたり, 事案発生当時の本校の宿直業務や居室状況について述べる。

本校では, 3名体制で宿直業務を行っている。本校の平日夜間の指導体制を表2にまとめる。

表2 平日夜間の指導体制(事案発生当時)

棟	女子棟	男子棟	
		低学年	高学年
曜日	A棟 3, 4階	B棟 A棟2階	C棟 A棟1階
月水金	寮母	教員	教員
火木	教員	教員	教員

教員は17:00~翌日8:30まで寮内で宿直に当たる。寮母は23:30に帰宅し翌日7:00に出勤するため, 月・水・金曜の女子棟の寮母の在寮時間は, 17:00~23:30および7:00~8:15である。

本校の平日夜間の宿直業務を表3にまとめる。表中の自習時間は金・土・日曜日および休日はない。

宿直業務中に教員, 寮母が学生の所在を確認するタイミングは, 1, 2年生の自習確認, 巡検, 朝点呼の3回である。外泊許可願が提出されておらず, 学生が巡検時に不在の場合, 宿直教員・寮母は保護者へ連絡をとり, 学生の所在を確認する。

寮では, 原則として男子1年生は3人部屋, 男子2年生は2人部屋, 男子3年生以上と女子は個室となっている。

表3 平日の宿直教員の業務（事案発生当時）

棟 時間	女子棟 A棟 3, 4階	男子棟	
		低学年 B棟 A棟2階	高学年 C棟 A棟1階
17:00	入	直	
	巡	回	
19:15		食堂掃除監督	
20:00	名札確認 放送「自習時間」		
20:30		放送「自習時間」	
	<b>1, 2年生の自習在室確認</b>		
21:25	日誌確認		
21:30	<b>巡 検</b>		
21:45	清掃監督	放送「掃除にかかれ」	
21:55		放送「巡検5分前」	
		閉 門	
22:00		<b>巡 検</b>	
22:30		当直交代指導	
23:00	風 呂 掃 除 監 督		
23:25		放送「消灯5分前」	
23:30		放送「消灯」	
		補食室シャワー室施錠	
07:00		開 門 放送「起床」	
07:10	<b>朝 点 呼</b>		
		補食室シャワー室解錠	
08:15		放送「登校」	
08:30	出	直	

### 3. 学生の所在不明事案

本章では、低学年のA学生（男子）の所在不明事案とその際の宿直教員の対応について述べる。

本章では、A学生やX教員などの表現で人物を表すが、これらのアルファベットは学生や教員のイニシャルとは無関係であることを注意しておく。

なお、事案に至る個別の詳細な状況は議論の対象としない。教員の対応に焦点を当てる。

#### 3.1 前提

事案についての関係者を表4にまとめる。

所在不明事案日の宿直は、すべての棟が教員であり、A棟はX教員、B棟はY教員、C棟はZ教員であった。また、事案発生時、寮務主事は島外にいたため、現場での指揮ができない状況であった。

表4 事案関係者一覧

関係者	備 考
A学生	所在不明学生
B学生	港でA学生を目撃、会話した
X教員	A棟宿直教員
Y教員	B棟宿直教員、A学生担任
Z教員	C棟宿直教員
L教員	事案への対応を支援するために
M教員	駆けつけた教員
N教員	

#### 3.2 所在不明事案の詳細と対応

所在不明事案の発生から学生の発見までの状況を、時系列に沿って表5に示す。

表5 所在不明事案の発生から学生の発見まで

時間	状 況
20:45 ごろ	Y教員が自習在室確認においてA学生の不在を確認。 ・携帯電話は机の上に置いたまま ・同室の学生もA学生を見かけていないと証言 ・低学年全室を確認するも所在不明
21:00 ごろ	A学生のこれまでの状況から最悪の事態も想定されたため、Y教員は緊急の対応が必要と判断し、寮務主事に電話で報告し次の点の了承を得た。 ・保護者に連絡すること ・X教員とZ教員とともに初動対応にあたること
21:10 ごろ	Y教員は、X教員、Z教員に事態の概要を説明し、対応を協議した。 22:00の巡検までの帰寮を想定し初動捜索を行うことにした。 ・Y教員は下弓削港周辺と公園を捜索 ・Z教員は寮の屋上、敷地内を捜索 ・X教員は電話連絡対応、帰寮確認のため事務室待機
21:15 ごろ	Y教員はA学生保護者に第一報。 ・携帯電話を部屋の机においたまま所在不明となっている ・寮務主事へ報告し対応にあたっている ・22:00までの対応（体制、範囲） ・保護者との連絡手段について

21:20 ごろ	Y教員は寮務主事に電話で報告。 ・保護者へ報告した事項 ・対応支援のために寮務主事補の依頼		Y教員L教員が防犯カメラ映像の確認を続けたところ、17:00 よりも少し前に、大きなカバンをもち、他の学生と話しながら寮の部屋を出ていくA学生が映っていた。
22:00 ごろ	Y教員、Z教員はそれぞれ捜索するもA学生は発見できず、寮事務室へ戻る。 L教員、M教員、N教員が支援に駆けつける。		Y教員は、防犯カメラの映像とB学生の証言が一致することから、A学生は、A学生の地元に向けて移動中と推測され、弓削島内にはいないと判断。
22:05 ごろ	Y教員は状況を説明。教員間で対応を協議し、寮を出た時間と服装の確認が必要と判断。Y教員は寮務主事に電話で報告。 ・初動捜索ではA学生は発見できず ・行動確認のため防犯カメラ閲覧の許可を求める(非常事態ということで許可された)	23:45 ごろ	Y教員は寮務主事へ電話で報告。 ・防犯カメラの映像とB学生の証言 ・A学生は地元に向かって移動中と推測されること ・船に乗ったかどうかまでは確認できていないこと ・弓削島内の捜索は打ち切りたいこと ・保護者への報告する事項
22:10 ごろ	教員間で役割分担し、行動を再開。 ・X教員Y教員L教員は防犯カメラ閲覧 ・M教員は、立石港付近を捜索 ・Z教員N教員は連絡対応、巡検などの宿直業務の代行	23:50 ごろ	Y教員はA学生の保護者へ第三報。 ・防犯カメラの状況とB学生の証言から、A学生は地元に向かってしていると推測される ・今治、因島どちらにも行ける時間帯であったが、船に乗ったかどうかまではわからない ・A学生が帰ってきた場合は速やかに連絡を頂きたい ・帰ってこない場合、警察への捜索願提出を検討頂きたい ・本日の捜索を打ち切ること
22:30 ごろ	Y教員はA学生保護者に第二報。 ・初動捜索では発見できなかったこと ・現在の対応(所在不明時間と服装特定のため防犯カメラ閲覧、生名島捜索)の説明 ・A学生保護者からの質問に回答	24:00 ごろ	保護者の同意、寮務主事の許可により捜索を終了、解散
23:00 ごろ	B学生が目撃情報を寮の事務室へ報告。 ・X教員がB学生から事情聴取開始	07:10 ごろ	A学生保護者からY教員へ連絡 ・某都市の高速バス下り場にてA学生保護者がA学生を保護 ・A学生に怪我などはない
23:30 ごろ	寮務主事からY教員へ問い合わせ ・現在の対応状況を報告		
23:40 ごろ	防犯カメラ閲覧中のY教員L教員に、X教員からB学生の事情聴取結果の連絡。 ・B学生は17:00 ごろ下弓削港で大きなカバンを持つA学生を見かけた ・B学生は、普段、A学生とはあまり会話することも無い間柄だが、声をかけてみた ・A学生から、多分帰ってこないと思うという発言があった ・A学生は港務所の人へA学生の地元にとどのくらいで着くかと問い合わせをしていた		

本事案は、結果的には、A学生による無断帰省であった。A学生はA学生保護者により、無事保護された。

しかし、捜索に当たっていた我々は、携帯電話が机の上に残され、あえて連絡が取れないようにされていたことや、これまでのA学生の状況から、最悪の事態までも想定していた。B学生の証言と防犯カメラの状況が一致することを確認できた23:40までは、まさに、危機への対応であった。

## 4. 事案の分析

### 4. 1 分析の観点

突発事故の危機管理（日航機墜落事故救出の教訓）[3]によると、状況不明の場合の対応の教訓として、次の事項の重要性が述べられている。

- ・状況不明を解明するためにあらゆる手段を通じて情報を収集すること
- ・目的を持った情報収集と行動
- ・関係機関の役割分担と責任者の明確化
- ・現場と指揮所の通信連絡、情報収集と情報伝達

これらを本事案に則した形に再検討し、次の観点を設定し分析した。

- (1) 情報の収集方法は適切であったか
- (2) 目的を持った行動をとれていたか
- (3) 役割分担と責任者の明確化はできていたか
- (4) 報告の内容タイミングは適切であったか

### 4. 2 分析

#### 4. 2. 1 情報の収集方法は適切であったか

本事案の対応に用いた情報を表6にまとめる。

表6 本事案の対応に用いた情報

	内容	収集方法
1	A学生の指導経過等	Y教員（担任）
2	寮内不在, 下弓削港, 公園不在	教員の搜索活動
3	B学生による目撃情報	B学生の事情聴取
4	A学生の所在不明となる 時間, 状況	防犯カメラの映像

本事案の解決には、1、3、4番の情報が重要な役割を果たした。

1番の情報は、A学生の所在不明を早期に認識するために役立った。また、早期の体制確立と保護者への報告につながり、保護者との信頼関係の維持にも役立つ結果となった。しかし、この情報は、宿直のY教員がA学生の担任であったために、偶然に得られたものである。宿直教員がいつでも担任教員とは限らない。従って、注意すべき学生の情報は、宿直に入った教員が共有できる仕組みが必要である。申し送り事項の中に、特に注意してみてほしい学生と言った様な形で記載することが考えられる。

3番の情報を得るまでには、次の経緯があった。巡検時にA学生が不在であったことが、大多数の学

生が使っているコミュニケーションアプリ上で噂になった。B学生は、軽い気持ちでコミュニケーションアプリにA学生を見かけた旨を書き込んだ所、他の学生から寮の事務室に報告に行った方がよいと促され、目撃情報を報告に来たとのことであった。対応に当たっていた教員は、A学生の個人的な問題でもあるため、寮内の学生全体に呼びかけて情報収集することを避けていた。しかし、そもそも巡検時の不在は学生の間で噂になる大きな事態であり、その噂はコミュニケーションアプリを通じて瞬間に広がっていた。教員による配慮はまったく意味のないものであった。早期に寮内の学生全体に情報提供を呼びかけることで、情報を収集できる可能性が大きく広がる。対応に当たっていた教員は、早期に寮内の学生全体に情報提供を求めるべきであった。

4番の情報は、A学生の所在不明状況の確認、学生の証言の整合性を判断するための根拠になった。防犯カメラ映像の利用は適切であった。

以上から、本事案における情報収集の方法は、改善の余地があった。

（教訓1）防犯カメラの映像は状況を情報収集や情報の整合性確認のために活用できる。

（改善点1）注意すべき状態の学生について、宿直教員間の申し送り簿に記載して共有を図る。

（改善点2）寮内の学生全体に情報提供を呼びかける。

#### 4. 2. 2 目的を持った行動が取れていたか

初動の搜索（21:15）では、帰寮時刻遅延か所在不明かを明確にすることを目的とし、時間と場所を限定して搜索した。搜索場所は、本校の地理的特性を考慮し、最悪の事態を想定した場合（寮の屋上、敷地内、弓削大橋そばの公園）と帰寮時刻遅延を想定した場合（下弓削港界限）を選んだ。初動搜索の時間を22:00の巡検までと区切ることにより、所在不明が明確となり次の行動を冷静に検討することができた。

防犯カメラの閲覧（22:10）は、所在不明の状況（時間、服装など）を明確にすることを目的として、実施した。

最悪の事態も想定される中、目的を持った行動は、現場の人間の冷静さの維持に一定の効果があるように感じた。また、保護者への説明の際に、対応として実施した事項の目的を述べることは、対応の妥当性を保護者に伝える効果があり、信頼関係の維持に役立ったと考えられる。

以上から、本事案におけるそれぞれの対応は、明確な目的を持って実施できていた。

(教訓2) 目的を持った行動は、教員の士気維持につながる。また、判断や行動の妥当性の根拠となりうる。

#### 4. 2. 3 役割分担と責任者の明確化はできていたか

本事案の対応においては、表5の状況欄にあるように、対応ごとに役割分担を明確にして行動した。一方で、誰が現場の責任者かは明確に規定しなかった。A学生の担任でもあり情報に一番通じているY教員が現場責任者のような形になり、判断を下し、他の教員に役割を振り分け、寮務主事や保護者への報告にあたった。現場責任者がいたことで、教員間の協議(21:10と22:05)は、いずれも5分以内で結論を出すことができ、迅速に次の行動に取りかかることができた。一方で、Y教員は宿直教員、支援に駆けつけた教員の中で本校での勤務歴が最も短く、年齢も低かった。判断を下すことや教員に役割を振り分けることについて、心理的な負担があったことも事実である。指揮命令系統が存在しない集団の中で現場責任者を明確化することは、現場責任者の心理的な負担を減らすことにつながると考える。暗黙の了解で現場責任者が決まったが、本来ならば明確に現場責任者を定めるべきであった。

現場責任者の存在により、迅速な決断と行動、役割の振り分けや報告といった組織的な対応が可能となる。危機への対応にあたっては、最初に現場責任者を明確に決めておく必要がある。

以上から、本事案における役割分担と責任者の明確化のうち、現場責任者の明確化については不十分であった。

(教訓3) 役割分担を明確化することで組織的な対応が可能となる。

(改善点3) 対応の最初に現場責任者を明確に決める。

#### 4. 2. 4 報告の内容、タイミングは適切であったか

本事案における現場からの報告の時間を表7にまとめる。

Y教員から寮務主事への電話報告は、1, 3, 4, 6の4回行われた。いずれも、物事の結節による報告で、報告のタイミングは適切であった。また、報告内容は、

表7 報告時間一覧

	時間	相手	備考
1	21:00 ごろ	寮務主事	所在不明発覚直後
2	21:15 ごろ	保護者	
3	21:20 ごろ	寮務主事	初動捜索開始直後
4	22:05 ごろ	寮務主事	次行動の確定直後
5	22:30 ごろ	保護者	防犯カメラ閲覧中
6	23:45 ごろ	寮務主事	解決の目途がついた直後
7	23:50 ごろ	保護者	

1：所在不明が発生したこと、初動捜索について保護者へ通報する事項

3：保護者連絡の結果報告と支援依頼

4：初動捜索の結果と次の行動

6：解決の目途と保護者へ通報する事項

であった。

1と6では、保護者に連絡する内容について、事前に寮務主事の了解を得ている。このことは、組織としての対応となるとともに、報告の際の現場責任者の精神的な負担軽減となる。また、いずれの報告も、これまでとった行動、これからとる行動を含んでおり、報告内容として適切と考えられる。寮務主事への報告のタイミングと内容は適切であった。

Y教員から保護者への電話報告は、2, 5, 7の3回行われた。2, 7は結節による報告であり、タイミングは適切である。一方、5の報告は防犯カメラ閲覧等の行動が開始されてから25分後である。2の保護者への報告で22:00までの捜索について説明していることを考えると、報告のタイミングが遅いと考えられる。4で寮務主事に報告した直後に保護者へ報告すべきであった。また、報告の内容は

2：所在不明の発生、寮務主事に報告、初動捜索の内容、連絡先電話番号

5：初動捜索の結果と次の行動の内容

7：解決の目途

である。2, 5とも捜索の体制、目的、範囲を説明し、組織として対応していることを伝えた。7ではA学生の状況の見通しについて、根拠を示しながら説明した。行動の目的や根拠を示しながらの説明は保護者との信頼関係の維持につながったと考えられる。

保護者への報告のタイミングには一部遅れがあったが、報告内容は適切であった。

(教訓4) 寮務主事への報告は、結節ごとに実施し、行動の結果とこれからとる行動、

保護者への連絡事項を含める。

（教訓5）保護者への報告内容に行動の目的と根拠を含めることで、信頼関係の維持につながる。

（改善点4）保護者への報告は、主事への報告と同様、結節ごとに行う。

## 5. まとめ

本稿では、学生の所在不明事案に対する対応を分析し、4つの改善点を導出し、5つの教訓を得た。

1番目の改善点については、既に改善が図られている。今後は、2、3、4番の改善点について、まずは、寮務関係教職員へ周知することが必要である。また、本稿で取り上げた事案は、解決の目途が立ったことから捜索を打ち切ることができた事案である。解決の目途が立たない場合はどのように対応するかについての教訓は、なんら得られていない。

今後の課題は、このような状況における組織的な対応を検討することである。

## 引用・参考文献

- [1] 国土地理院  
<http://maps.gsi.go.jp/#14/34.260054/133.202877>
- [2] 国土地理院  
<http://maps.gsi.go.jp/#10/34.228835/133.128204>
- [3] 日本安全保障・危機管理学会編：究極の危機管理-実務者のための理論とマニュアル-，pp. 349-357，内外出版（2014）